

スクールソーシャルワークにおける養護教諭の役割

大塚真子*・青柳直子**

(2016年10月28日受理)

The Role of a School Nurse Teacher in School Social Work

Mako OTSUKA and Naoko AOYAGI

キーワード: スクールソーシャルワーカー, 養護教諭, 健康支援, 校内連携

近年、いじめ、不登校や非行、児童虐待の増加、子どもの貧困問題など多くの教育課題が学校に課せられている。こうした問題に効果的に対応するために、文部科学省では、臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーに加え、一部の地域で活用されていた社会福祉などの専門家であるスクールソーシャルワーカーに着目し、平成20年度から「スクールソーシャルワーカー活用事業」を開始した。スクールソーシャルワーカーが中心となって進められるスクールソーシャルワークにおいて、養護教諭と適切な連携を図り、協力し問題解決を進めていくことは、問題を抱える子どもたちへの充実した支援や子どもたちの健やかな成長に繋がると考える。そこで本研究では、I県内のスクールソーシャルワーカーを対象に質問紙調査を行い、スクールソーシャルワーカーが求める養護教諭の役割や支援上の困難点などを明らかにすることを目的とし、スクールソーシャルワークの有効な活用・実践に向けて検討を行った。結果として、多くのスクールソーシャルワーカーが、スクールソーシャルワーカーへの認知度不足や教職員間の連携体制の不備などに困難を感じていた。養護教諭に求められることとしては、子どもや保護者の姿を捉える際に学校生活だけでなく家庭生活にも視点を持つこと、教職員やスクールソーシャルワーカーに対して情報共有を行うことやケース会議への積極的な出席などが挙げられた。

はじめに

近年、いじめ、不登校や非行といった子どもたちの問題行動や児童虐待の増加、特別なニーズを要する子どもへの対応など多くの教育課題が学校に課せられている。また、社会経済の急激な変化により不安定な生活を強いられる家庭が増加するなか、その元で育つ子どもの心身の発達にも深刻な影響が及んでおり、近年「子どもの貧困」問題が注目されるようになってきている(小澤ほか, 2010)。

このような問題の背景には、家庭環境や教育環境、友人関係、地域社会の環境など子どもたちを取り巻く複雑な環境に関する問題があることも多く、学校だけでは解決が困難なケースについては、

*新潟県上越市立春日新田小学校。

**茨城大学教育学部。

組織的な支援が必要であると考えられる。こうした問題に効果的に対応するために、文部科学省では、臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーに加え、一部の地域で活用されていた社会福祉などの専門家であるスクールソーシャルワーカー (School Social Worker、以下 S S W) に着目し、平成 20 年度から「S S W 活用事業」を開始した (文部科学省, 2009)。

S S W は、様々な福祉制度や児童福祉の知識と福祉的な援助技術を用いて、問題を抱える子どもを取り巻く環境に対して社会福祉的アプローチを行っていくという特徴を持つ。その際、子どもだけを一方向的に治療し、矯正するという方法ではなく、学校、家庭、地域など、子どもに関わる全ての状況や背景を視野に入れて判断し、子どもを取り巻く環境の改善を図る (鶴飼, 2008)。また、環境への働きかけにおける支援の過程には、「関係機関 (児童相談所、福祉事務所、保健・医療機関、警察、適応指導教室、家庭裁判所、保護観察所など) とのネットワークの構築、連携・調整」「学校内におけるチーム体制の構築、支援」「保護者、教職員などに対する支援・相談・情報提供」「教職員への研修活動」が必要な職務内容となっている (文部科学省, 2013)。

このように S S W は、問題を広く福祉的な視点で捉え、子ども、加えて家庭や教職員への包括的な支援を行いながら、組織的な問題解決を推進していく人材であり、子どもの問題が複雑化、多様化し、学校だけでは解決困難な問題が多くある現在、社会全体で子どもたちを支え問題解決を図っていくうえでのキーパーソンとなる存在である。平成 25 年度に全国で 1,008 人であった S S W を 5 年以内に 1 万人にまで増やしていく方針が文部科学省から打ち出された。また、平成 27 年度に、中央教育審議会は「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」において、S S W を学校に必要な職員として法令上明確化し、配置の充実を進めていくことを示した (文部科学省中央教育審議会, 2015)。文部科学省のこれらの積極的な取り組みが示しているように、現在 S S W に寄せられる期待は大きくなってきている。

養護教諭は、学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を果たしており、子どもの問題の解決に向けて重要な責務を担っている。子どもの抱える問題の多様化や特別なニーズを要する子どもが増加していることにより、関係機関などとの連携や特別支援教育において期待される養護教諭の役割も増してきている。また、子どもの問題の対応に当たっては、関係教職員との学校内における連携、医療関係者や福祉関係者など地域の関係機関との連携を推進することが必要となっており、養護教諭はコーディネーターの役割を担わなくてはならない (文部科学省中央教育審議会, 2008)。

これらの現状をふまえると、今後より一層の発展が求められるスクールソーシャルワークにおいて、養護教諭が S S W と適切な連携を図り、協力し問題解決を進めていくことは、問題を抱える子どもたちへの充実した支援や子どもたちの健やかな成長に繋がると考える。そこで、本研究では、S S W が求める養護教諭の役割を明らかにし、スクールソーシャルワークの有効な活用・実践に向け、養護教諭が取り組むべき点について検討することを目的とした。

研究方法

1. 調査対象および方法

I 県教育委員会のスクールソーシャルワーク業務の担当者から協力を得て、I 県内の全ての S S W 9 人を

対象とした質問紙調査(郵送式)を行った。調査期間は平成27年11月3日から11月20日であった。質問項目は、これまでの対応事例や支援上の困難点ややりづらさ、養護教諭に求めることや期待する役割についてであった。質問票の回収率は66.7%(6人)であった。

2. 倫理的配慮

調査は無記名で行い、調査を依頼した際に回答は強制ではないこと、内容は研究目的以外には一切使用せず、個人が特定されることはないことを書面にて説明した。質問紙の返送をもって回答の調査への同意を得たことと判断した。

3. 分析方法

質問紙調査で得られたデータについては、Excel2013を用いて集計および分析を行った。

結果

1. 調査対象

調査対象である6人は全て女性であり、経験年数は3年目が3人(50.0%)、4年目が2人(33.3%)、7年目が1人(16.7%)であった。

所有資格で多いものは、社会福祉士が5人(83.3%)、教員免許が5人(83.3%)であった。教員免許の種類は、小学校教諭が2人、中学校教諭が3人(国語科1人、社会科1人、英語科1人)、高等学校教諭が2人(国語科1人、英語科1人)、特別支援学校教諭が1人であり、複数の教員免許を所有しているSSWもみられた。次いで、精神保健福祉士が2人(33.3%)であった。その他の所有資格としては、臨床発達心理士や保育士、手話に関する資格が挙げられた。

表1 所有する免許・資格

| 免許・資格の名称 | 人数 | (%) |
|----------|----|--------|
| 社会福祉士 | 5人 | (83.3) |
| 教員免許 | 5人 | (83.3) |
| 精神保健福祉士 | 2人 | (33.3) |
| その他 | 5人 | (83.3) |

(n=6, 複数回答可)

2. 今まで携わってきた事例内容

SSWが「今まで携わってきた事例」について、表2に示した。「不登校」「障害児」については、SSW全員が対応を行っていた。

表2 今まで携わってきた事例

| 事例内容 | 人数 | (%) |
|--------|----|---------|
| 不登校 | 6人 | (100.0) |
| 障害児 | 6人 | (100.0) |
| 子どもの貧困 | 5人 | (83.3) |
| 非行 | 4人 | (66.7) |
| 暴力行為 | 4人 | (66.7) |
| 虐待 | 4人 | (66.7) |
| いじめ | 4人 | (66.7) |
| その他 | 3人 | (50.0) |

(n=6, 複数回答可)

3. 支援上の困難点ややりづらさの現状

(1) 困難点ややりづらさの経験の有無

「経験した支援上の困難点ややりづらさ」の有無については、SSW全員(6人)が「困難ややりづらさを感じたことがある」と回答した。

(2) 困難点ややりづらさの背景要因

「困難ややりづらさの背景要因」について、表3に示した。なお、この問いは複数回答とし、「今までの経験した支援において困難ややりづらさを感じたことがある」と回答した6人を対象として質問を行った。「SSWなどに対する教員の認知度不足」が4人(66.7%)、「教職員との連携体制の不備」が3人(50.0%)、「家庭への介入の困難」が3人(50.0%)であった。その他(自由記述)に関しては、「困難ややりづらさは当たり前」が1人、「問題対応に迅速にあたろうとしない学校体制そのもの」が1人、「子どもの発達上、精神上的の問題」が1人、「勤務時間の縛り」が1人であった。

表3 困難ややりづらさの背景要因

| | 人数 | (%) |
|-------------------|----|--------|
| SSWなどに対する教員の認知度不足 | 4人 | (66.7) |
| 教職員との連携体制の不備 | 3人 | (50.0) |
| 家庭への介入の困難 | 3人 | (50.0) |
| その他(自由記述) | 4人 | (66.7) |

(n=6, 複数回答可)

4. 養護教諭に求める役割や資質・能力

SSWが養護教諭に求める役割や資質・能力に関して、問題解決の段階・場面ごとの回答結果を以

下示した。

(1) SSWの介入前までの段階

1) 問題の早期発見の為に養護教諭に求めること

「問題の早期発見の為に養護教諭に求めること」について、表4に示した。「保健室などでの子どもたちの観察や積極的なコミュニケーション」が3人(50.0%)と最も多かった。次いで、「他教員との情報交換・情報共有」が1人(16.7%)であった。その他(自由記述)においては、「問題により様々であり、すべての項目を意識してほしい」「SSWから求めることはない」「子どもへの受容」が各1人であった。

表4 問題の早期発見の為に養護教諭に求めること

| | 人数 (%) |
|-------------------------------|-----------|
| 他教員との情報交換・情報共有 | 1人 (16.7) |
| 保健室などでの子どもたちの観察や積極的なコミュニケーション | 3人 (50.0) |
| 友人関係や家庭環境などの子どもたちの情報収集 | 0人 (0.0) |
| その他(自由記述) | 2人 (33.3) |
| (n=6) | |

2) SSWの支援開始までに養護教諭に求めること

「SSWの支援開始までに養護教諭に求めること」について、表5に示した。「問題を抱える子どもに対する関係教員との情報収集」が3人(50.0%)と最も多かった。次いで、「問題を抱える子どもとの面談及び情報収集」が1人(16.7%)であった。その他(自由記述)においては、「SSWから役割を担ってもらうようお願いすることもある」「問題を抱える子への受容」が各1人であった。

表5 SSWの支援開始までに養護教諭に求めること

| | 人数 (%) |
|-------------------------|-----------|
| 問題を抱える子どもとの面談及び情報収集 | 1人 (16.7) |
| 問題を抱える子どもに対する関係教員との情報収集 | 3人 (50.0) |
| SSWと学校との窓口 | 0人 (0.0) |
| その他(自由記述) | 2人 (33.3) |
| (n=6) | |

(2) SSWの介入後の段階(学校現場での支援)

1) SSWが行う支援において養護教諭に求めること

「SSWが行う支援において養護教諭に求めること」について、表6に示した。「問題を抱える子

どもに関する情報提供」が4人(66.7%)と最も多かった。その他(自由記述)においては、「家庭状況を含めた子どもの理解者」「SSW担当教員や学級担任が上手く動けない時の後方支援」が各1人であった。

表6 SSWが行う支援において養護教諭に求めること

| | 人数 (%) |
|-----------------------------|-----------|
| 問題を抱える子どもに関する情報提供 | 4人 (66.7) |
| 関係教員とSSWとの情報共有の仲介 | 0人 (0.0) |
| 関係教員に対する支援協力への呼びかけ | 0人 (0.0) |
| 問題を抱える子どもとの面談における保健室や相談室の提供 | 0人 (0.0) |
| その他(自由記述) | 2人 (33.3) |

(n=6)

2) ケース会議開催時において養護教諭に求めること

「ケース会議開催時において養護教諭に求めること」について、表7に示した。「問題を抱える子どもに関する資料の作成や配布」が2人(33.3%)であった。その他(自由記述)においては、「会議への出席と情報提供」が3人、「SSW担当教員や学級担任が上手く動けない時の後方支援」が1人であった。

表7 ケース会議開催時において養護教諭に求めること

| | 人数 (%) |
|--------------------------|-----------|
| 関係教員に対するケース会議開催の時間調整の援助 | 0人 (0.0) |
| 関係教員に対するケース会議参加へ積極的な呼びかけ | 0人 (0.0) |
| 問題を抱える子どもに関する資料の作成や配布 | 2人 (33.3) |
| その他(自由記述) | 4人 (66.7) |

(n=6)

3) 家庭へのスムーズな介入や保護者との連携の為に養護教諭に求めること

「家庭へのスムーズな介入や保護者との連携の為に養護教諭に求めること」について、表8に示した。「保護者との話し合いの際の立ち合い及び援助」が1人であった。その他(自由記述)においては、「家庭に関する情報提供」「保護者との関係が来ている場合は、SSWと保護者との関係の結び」「子どもやその家庭の徹底的な受容」「SSW担当教員や学級担任が上手く動けない時の後方支援」「ケースによる」が各1人であった。

表8 家庭へのスムーズな介入や保護者との連携の為に養護教諭に求めること

| | 人数 (%) |
|-----------------------|-----------|
| 保護者との面談における保健室や相談室の提供 | 0人 (0.0) |
| 家庭訪問の際の同行 | 0人 (0.0) |
| 保護者との話し合いの際の立ち合い及び援助 | 1人 (16.7) |
| その他 (自由記述) | 5人 (83.3) |

(n=6)

(3) SSWの不在時における支援中の子どもの対応について

「問題を抱える子どもへのより適切で継続的な校内での支援において養護教諭に求めること」の結果に関して、表9に示した。「教職員全体の適切な支援体制づくりの推進」が2人(33.3%)であった。次いで、「支援を行っている子どもとの養護教諭による定期的な面談」「SSWへの連絡」「関係機関との定期的な情報共有」が各1人(16.7%)であった。その他(自由記述)に関しては、「学校体制によって変わる」が1人であった。

表9 問題を抱える子どもへのより適切で継続的な校内での支援において養護教諭に求めること

| | 人数 (%) |
|-------------------------------|-----------|
| 教職員全体の適切な支援体制づくりの推進 | 2人 (33.3) |
| 子どもに関する情報共有のための教職員全体への呼びかけや指導 | 0人 (0.0) |
| 支援を行っている子どもとの養護教諭による定期的な面談 | 1人 (16.7) |
| SSWへの連絡 | 1人 (16.7) |
| 関係機関との定期的な情報共有 | 1人 (16.7) |
| その他 (自由記述) | 1人 (16.7) |

(n=6)

(4) 日々の養護教諭の活動について

「適切なSSWの展開のために日々の養護活動において養護教諭に求めること」については、「養護教諭のスクールソーシャルワークに関する十分な理解」が5人(83.3%)であり、十分な理解を望んでいることが分かった(表10)。

表 10 適切な S S W の展開のために日々の養護活動において養護教諭に求めること

| | 人数 (%) |
|--|------------|
| 養護教諭のスクールソーシャルワークへの十分な理解 | 5 人 (83.3) |
| スクールソーシャルワークに関する他教員への指導 | 0 人 (0.0) |
| 学校保健計画でのスクールソーシャルワークの位置づけ | 0 人 (0.0) |
| 学校保健委員会での S S W の紹介や S S W の講話の開催 | 0 人 (0.0) |
| S W W の役割や職務内容を紹介した便りの発行 (保護者、地域の人向け) | 0 人 (0.0) |
| S S W の役割や職務内容を紹介した便りや掲示物の作成 (子どもたち向け) | 0 人 (0.0) |
| その他 (自由記述) | 1 人 (16.7) |
| | (n=6) |

考察

1. 今まで経験した支援における困難さややりづらさについて

「今まで経験した支援における困難ややりづらさを感じたことがあるか」という質問に対して全員の S S W が「困難ややりづらさを感じたことがある」と回答していた。このことから、支援の過程において多くの S S W が活動しづらいと感じている現状があると考えられる。困難ややりづらさの背景要因として、6割以上の S S W が「S S W などに対する教員の認知度不足」を挙げていた。また、5割の S S W が「教職員との連携体制の不備」について指摘しており、S S W やスクールソーシャルワークへの教職員の認知度や理解度が不足しており、S S W との連携や協力が十分でないと考えられた。

2. 養護教諭に求める役割や資質・能力

(1) S S W 介入までにおいて

1) 問題の早期発見の為に養護教諭に求めること

「問題の早期発見の為に養護教諭に求めること」に関して、5割の S S W が「保健室などでの子どもたちの観察や積極的なコミュニケーション」を挙げていた。これらのことから、養護教諭は子どもたちに対して分け隔てなく受容的な立場で接し、日々の観察やコミュニケーションを行っていくことにより、いち早く子どもたちの心身の不調に気付き、問題の早期発見を行っていく必要があると考えられた。

2) S S W の支援開始までに養護教諭に求めること

「S S W の支援開始までに養護教諭に求めること」に関して、5割の S S W が「問題を抱える子どもに関する関係教員との情報収集」と回答していた。問題を抱える子どもに関して、関係教員とともに情報収集を行い、情報を共有することを養護教諭に求めていることが示された。関係教員が問題を抱える子どもに関する情報収集をともに行い、情報を共有することは、関係教員の「子どもが抱える問題に対する理解や問題意識の向上」や、子どもの問題行動についてその子どもや家族に

関する様々な情報を収集・共有することにより、背景や原因を分析して、事例の見立てを行い、役割分担を含めた対応プランを研究・協議していく（鶴飼，2008）SSWの活動の中心となるケース会議の充実に繋がっていくと考えられる。これらのことから、SSWは養護教諭に対して、得られた情報を関係教員に積極的に発信し、関係教員との情報収集・共有を行っていくことを求めていると考えられる。

（2）SSWでの学校現場での支援において

1）SSWが行う支援において養護教諭に求めること

「SSWが行う支援において養護教諭に求めること」に関して、6割以上のSSWが「問題を抱える子どもに関する情報提供」を挙げていた。SSWがスクールソーシャルワークを展開していくにあたってはまず情報を収集・共有していくことが何よりも大切である。以上のことから、SSWは養護教諭の得た情報をSSWにしっかりと伝えていくことを養護教諭に求めていると考えられた。

2）ケース会議開催時において養護教諭に求めること

「ケース会議開催時において養護教諭に求めること」に関しては、「会議への出席と情報提供」と回答したSSWが半数を占めた。養護教諭は子どもの問題を保健室という部屋の特殊性から捉えられる独自の視点があり、子どもの問題を生理学的、臨床心理学的な視点で見つめることが出来る教職員である（鎌塚，2011）。そのような養護教諭の視点から得られた独自の情報は、ケース会議でのアセスメント（子どもの問題背景を把握するための情報の収集や整理）において重要な要素の一つである。また、プランニング（役割分担を含めた対応プランを立てていく作業）においても、養護教諭が関係教員として会議に出席することで、問題の改善に向けて中核的に関わっていくことに繋がる。これらのことを踏まえ、養護教諭がケース会議に参加し、情報を提供していくことを求めていると考えられる。

3）家庭へのスムーズな介入や保護者との連携の為に養護教諭に求めること

「家庭へのスムーズな介入や保護者との連携の為に養護教諭に求めること」に関しては様々な意見がみられ、SSWにより養護教諭に求める内容は異なると考えられた。

（3）SSWの不在時における支援中の子どもへの対応について

「問題を抱える子どもへのより適切で継続的な校内での支援において養護教諭に求めること」に関して、SSWにより意見に違いがみられた。これらより、養護教諭に求める内容については画一的ではなく多様であることが示唆された。

（4）日々の養護教諭の活動について

「適切なスクールソーシャルワークの展開のために養護教諭に求めること」に関して、8割以上のSSWが「養護教諭のスクールソーシャルワークに関する十分な理解」を挙げていた。養護教諭は学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を果たしており、子どもの問題の解決に向けて重要な責務を担っている（文部科学省中央教育審議会，2008）。問題を抱える子どもへの支援に際し、養

護教諭にはスクールソーシャルワークに関する十分な理解が求められ、必要不可欠であることが示された。

まとめ

本研究では、S S Wが求める養護教諭の役割を明らかにし、スクールソーシャルワークの有効な活用・実践に向けて養護教諭が取り組むべき点について検討することを目的とし、I 県のS S Wを対象とした質問紙調査を実施した。

「介入における困難ややりづらさの背景要因」としては、S S Wなどに対する教員の認知度不足、教職員の連携体制の不備、家庭への認知度不足が挙げられた。「問題の早期発見の為に養護教諭に求めること」は、保健室などで子どもたちの観察や積極的なコミュニケーションであった。「S S Wの支援開始までに養護教諭に求めること」に関しては、関係教職員と情報収集を行うことを多数のS S Wが挙げていた。問題を抱える子どもに関する情報を収集し、教職員と共有することが重要であると考えられた。「S S Wが行う支援において養護教諭に求めること」としては、問題を抱える子どもに関する情報提供が多くの回答を得た。S S Wが問題を抱える子どもの情報を得て、問題の背景を捉えていくためには、教員が情報をS S Wに提供することが必要不可欠であり、養護教諭にも養護教諭の視点で捉えた子どもの姿や問題をS S Wに伝えていくことが求められている。「ケース会議開催時において養護教諭に求めること」としては、会議への出席と情報の提供が挙げられた。「日々の養護教諭の活動において適切なスクールソーシャルワークの展開の為に養護教諭に求めること」に関しては、養護教諭のスクールソーシャルワークに関する十分な理解を求めるといった意見が最も多くみられた。S S Wやスクールソーシャルワークへの理解は、適切なS S Wとの連携や子どもへの支援において欠かすことのできない事項であり、養護教諭の課題であると考えられた。自由記述では、「適切なスクールソーシャルワークの展開の為に養護教諭へ求めること」として、S S Wへの理解、S S Wや教職員との情報共有などの意見が多数挙げられた。

S S Wやスクールソーシャルワークに関する十分な理解は、養護教諭がスクールソーシャルワークにおいて適切な活動を進めていく上での基盤である。本研究の結果より、S S Wやスクールソーシャルワークに関する理解を深めていくことが、今後、養護教諭に求められる最も重要な課題であると考えられた。

本研究の課題としては、対象者が少ないこと、スクールソーシャルワークにおいて養護教諭が実際にどのような役割を担い、実践を行っているのかということが明らかにされていないことが挙げられる。今後は対象となるS S Wを増やし、S S Wが求める養護教諭の役割についてさらに検討を進めるとともに、養護教諭に対しても調査を行い、スクールソーシャルワークにおける養護教諭の活動の現状について明らかにしていきたい。

引用文献

- 文部科学省. 「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」.
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2009/04/13/1246334_1.pdf (最終アクセス日 2015/11/8)
- 文部科学省. 「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領等」.
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2013/10/21/1340480_05.pdf (最終アクセス日 2015/11/8)
- 文部科学省中央教育審議会. 「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」(答申).
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo5/08012506/001.pdf
(最終アクセス日 2015/11/8)
- 文部科学省中央教育審議会. 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」.
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2015/12/28/1365606_3_1.pdf (最終アクセス日 2015/12/31)
- 小澤浩明, 阿部彩, 西田芳正ほか. 2010. 「Ⅱ子どもの貧困と教育(課題研究の報告)」『教育社会学研究』86, 245-248.
- 鵜飼孝導. 2008. 「スクールソーシャルワーカーの導入—教育と福祉の連携の必要性」『立法と調査』279, 59-68.
- 鎌塚優子, 岡田加奈子. 2011. 「子どもに心理的な問題があると判断する時の教諭の視点の抽出—小学校、中学校、高等学校別養護教諭の視点との相違—」『日本健康相談活動学会誌』6 (1), 34-54.